

# 和泉市シェアサイクル事業仕様書

## 1. 総則

本仕様書は、和泉市が実施する「和泉市シェアサイクル事業（以下、「本事業」という。）に適用する。

## 2. 事業の目的

市民及び市内への来訪者に対し、自転車の共同利用サービス（シェアサイクル）を提供することにより、商業施設、観光施設等への交通アクセスの利便性の向上を図り、来訪促進事業の推進及び公共交通の機能補完に資することを目的とする。

## 3. 実施工アリア

和泉市全域

## 4. 実施期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

## 5. シェアサイクルの内容

### （1）システム及び利用方法

- ① 市内に複数のサイクルポート（以下、「ポート」という。）を設置し、いつでもどのポートでも自転車の貸出し・返却が可能な短時間・短距離の移動を目的としたシステムとする。
- ② ポートは無人で貸出・返却可能なシステムとする。
- ③ スマートフォンなどを利用し、ポート位置・空き情報の確認、予約、貸出、返却及び決済を行う。
- ④ 誰でも容易に利用登録ができ、利用可能なシステムとする。

### （2）サイクルポート

- ① 市が提供する公有地を使用するポート及び民有地を使用するポートを来訪促進につながる施設に適切に配置し、利用者の自由な移動に活用できるものとする。
- ② ポートには、ラック、自転車、ビーコン及び利用案内看板を設置すること。
- ③ ラックは、設置・撤去が簡易な置き式とし、適切に管理すること。
- ④ ラック2台につき自転車1台を目安とし、利用状況に応じラック数を調整すること。
- ⑤ 令和8年10月1日にはポート15か所、ラック45台以上、令和9年3月31日にはポート25か所、ラック75台以上を追加設置すること。

※現在の本市実証実験のポート設置状況は、別紙一覧表のとおり。

### (3) 自転車

- ① 自転車は、坂道でも運転しやすい電動アシスト付き自転車とし、荷物を載せることができるかご付きとする。

### (4) 料金

- ① 多くの人に利用してもらえるような適切な料金とする。
- ② 短時間の利用に有利な料金設定とする。

### (5) その他

前事業者と引継ぎが生じる場合、市を含めた3者で協議し、可能な限り利用停止期間が短くなるように努めること。この場合、本事業の運営開始は、令和8年4月1日とし、市有施設を含めた駅周辺4か所に、それぞれポート及び自転車を3日以内に各2台以上設置し運用を開始すること。また、その他市有施設に設置されているポートについては、市と協議のうえ15か所以上（駅周辺を含める）は令和8年9月末までに設置すること。なお、現ラック・自転車等を交換する場合、撤去は前事業者、設置は新事業者とする。

## 6. 役割分担

### (1) 和泉市

- ① 市の提供するポートの用地確保及び必要な手続き
- ② 市民等への周知・広報

### (2) 運営事業者

- ① 本シェアサイクル事業の運営
- ② 設備、機材及びシステムの整備、維持管理
- ③ ポート及び周辺の違法駐輪対策
- ④ 市が提供する公有地ポート以外の民間等ポートの確保
- ⑤ 利用者等への周知・広報
- ⑥ シェアサイクル事業の効果及び持続可能性等を確認するためのデータの収集、調査並びに市への報告
- ⑦ 本事業の結果報告
- ⑧ 自転車活用に関する市事業への連携協力

## 7. 事業費

- (1) 本事業の運営に要する費用は運営事業者の負担とし、本市は費用を負担しない。
- (2) 市が提供するポート用地の使用に係る経費については、「和泉市財産等の適正管理に関するガイドライン」に基づき、50パーセントの減額とする。
- (3) 本事業に使用する自転車が違法駐輪として撤去・保管された場合の必要な費用は、事業者が負担する。

## 8. 運営上の注意点

- (1) 本事業の運営にあたっては、必要な人員・体制を整え、円滑に進めること。
- (2) 利用者からの問い合わせに対応できるような体制とすること。
- (3) 設備の不具合及び損傷、事故並びにトラブル等が生じた場合、速やかに対応し、市に報告すること。
- (4) シェアサイクルに関する苦情等が発生した場合は、責任を持って対応処理すること。
- (5) 技術力を持った者が定期的にメンテナンスを行うこと。
- (6) 利用者の個人情報は、法令及び市条例に基づき適正に管理すること。
- (7) 利用者等のケガや損害賠償事故（対人・対物）に対応するため、保険に加入すること。
- (8) 事業終了後及び土地管理者の要請を踏まえた市の指示が有れば、速やかにポート等の設備を撤去し、原状回復を行うこと。
- (9) 事業内容を変更する際は、事前に市と協議する。料金改定、ポートの廃止（民間等のポートを除く）等需要事項を変更する場合の事前協議は、やむを得ない事情がある場合を除き、3か月前までに協議すること。
- (10) 本市に災害対策本部が設置された場合、市職員のシェアサイクル利用に協力すること。
- (11) 公有地を使用したポートは、その管理上必要が生じた場合、休止、撤去又は一時撤去を命じる場合がある。
- (12) 自転車がポート以外の場所に長期間放置された場合、速やかに回収すること。
- (13) ポートに、事業用以外の自転車が止められないよう配慮するともに、停められた場合は速やかに適切な対応を行うこと。
- (14) ポート及び自転車は地域の景観を阻害しないよう努力すること。
- (15) 土地所有者からの申し出があった場合、ポート設置の有償化について協議すること。

## 9. 事業に関する提案

- (1) 本事業を円滑に実施できる実施体制
- (2) 設備・メンテナンスの充実に対する考え方・取組み
- (3) 事業の運営実績・継続年数
- (4) システムの利便性向上、料金設定、不具合の防止に対する考え方
- (5) 民間等ポートの拡大、利便性のよい駅前ポートの設置等ポートの設置の考え方・進め方
- (6) 利用状況データ及びビッグデータの活用・報告
- (7) 事業開始後のポート、自転車の配置計画
- (8) 採算性向上に対する考え方・取組み
- (9) シェアサイクルの認知度、利用者数向上の取り組み
- (10) その他独自の提案

## 10. 結果報告

- (1) 事業者は、利用状況、移動状況及びその他の事業運営に係るデータを収集し、市の求めに応じ提供する。
- (2) 利用状況の定期報告は毎月行うものとし、翌月 20 日までに報告する。
- (3) 年度毎に 50 人以上にアンケート調査を行い、結果を報告する。調査内容等は事前協議する。
- (4) 最終報告は、事業終了 3 か月前とし、実施期間の各種データ、収支、効果検証、課題及び今後の方向性等とする。